

やすらぎ園ケアハウス
重 要 事 項 説 明 書

当施設は、ご契約者様に対してケアハウス入居サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 旭福社会
法 人 所 在 地	千葉県旭市イの３９２５番２
代 表 者 氏 名	理事長 田邊 信行
電 話 番 号	０４７９－６３－９０１１
設 立 年 月 日	昭和５６年７月４日

2. ご利用施設

施設の種類	ケアハウス
施設の目的	社会福祉法人旭福社会の設置運営するやすらぎ園ケアハウスは、入居者の一人ひとりを大切にした質の高い介護サービスの提供を基本理念とし、心身ともに快適な日常生活を営み、社会のあらゆる分野に積極的に参加することを支援し、老人福祉法の精神にのっとり、日常生活の充実を目標に運営します。
施設の名称	やすらぎ園ケアハウス
施設の所在地	千葉県旭市イの３９１９番１
施設長氏名	田邊 波津枝
電話番号	０４７９－６３－９２０５
開設年月日	平成８年４月１日
当施設の運営方針	やすらぎ園ケアハウスは、日常生活の空間として、居宅機能を踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した快適な住居を提供して、入居者の自主性を尊重しながら、明るく心豊かに生活できるように配慮します。
交通の便	・ＪＲ総武本線 旭駅より車で５分 ・千葉東金道路（高速）横芝光町インターより車で４０分。
損害賠償責任保険加入先	（福）全国社会福祉協議会 施設の共済保険

3. 施設の概要

名 称	室 数 ・ 数	備 考
居室	1 人部屋 4 6 室 2 人部屋 3 室	全室：キッチン、ナースコール トイレ、冷暖房完備
レストラン（食堂）	1 箇所	1 階
浴室	一般浴室（男・女） リフト浴室・個人浴室	2 階
ラウンジ	1 箇所	1 階
洗濯室	3 室	3 階～5 階

4. 職員体制

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

①主な職員の配置状況

職 種	人 数	主な業務
施設長	1 名	施設管理者として職員の管理、業務実施の把握、 その他必要な指揮、命令など
生活相談員	1 名	利用者の生活相談、面接、援助や、その他入居 生活に関わる連絡、調整など
介護職員	2 名以上	利用者の日常生活の介護、援助など
栄養士	1 名	献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適 正化を期するとともに調理員の指導など
事務員	1 名	庶務及び会計業務全般など
調理員	4 名以上	利用者の給食業務など

③協力医療機関

医療機関の名称	田辺病院
医師の氏名	田邊 俊之
診療科目	内科（一般・神経）・呼吸器科、胃腸科・皮膚科小児科、放射線科
所在地	千葉県旭市口 8 1 8 - 2
電話番号	0 4 7 9 - 6 2 - 0 0 1 6

医療機関の名称	やすらぎ歯科クリニック
医師の氏名	田邊 城治
診療科目	一般歯科・口腔外科・インプラント
所在地	千葉県旭市イ 3 9 2 5 - 2
電話番号	0 4 7 9 - 6 4 - 0 6 4 8

5. 当施設が提供するサービス

①利用料金に含まれるサービス

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況に考慮した食事を提供します。 ・利用者は食堂にて食事をとっていただくことを原則とさせていただきます。 (食事時間) 朝食 7 : 15 ~ 8 : 15 昼食 11 : 45 ~ 12 : 45 夕食 17 : 45 ~ 18 : 45
入 浴	・浴室準備を行います。 ・入浴は施設指定の時間で行っていただきます。
健 康 管 理	・協力医や看護職員が、健康管理相談を行います。また、緊急時必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関などに責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	・当施設は、利用者及びご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。
レクリエーション行事	・施設行事計画に沿ったレクリエーション行事を企画します。

②有料サービス

種 類	内 容	費用など
食事の配膳	① レストラン内、職員による配膳を行うことができます。	① 1日 ￥100
	② 何かしらの理由により、居室配膳を行うことができます。	② 1回 ￥200
配 薬 管 理	・薬を預かり、用法に基づき、管理提供することができます。	1日 ￥100
洗濯機等の利用	① 施設設置の洗濯機を利用できます。	① 1回 ￥200
	② 施設設置の乾燥機を利用できます。	② 1回 ￥100
買 い 物	① 週に1度、近隣店舗への買物送迎を行います。	① 送迎費 ￥400
	② 月に3回小売店に来て頂き、販売を行っております。	

※サービス提供における事業者の義務

当施設では、ご契約者様に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、ご契約者から聴取、確認し対応いたします。
- ③ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。

但し、ご契約者又は他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体などを拘束する場合があります。

- ④事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務) 但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などにご契約者の心身等の情報を提供します。

6. 利用料

①預かり金

・入居契約時に、預かり金（リフォーム代相当）として1 人部屋で3 0 万円、2 人部屋で5 0 万円をお預かりいたします。この預り金は、退居時の原状回復費用としてお預かりするものです。不足分が発生した場合は、利用者及び保証人へ別途請求するものとします。

② 月額利用料

・下記の料金表表1により、ご契約者様の収入によって決定された合計が月額の基本利用料となります。

- 注1) 自室で使用された光熱費がかかります。(各居室に設置したメーターでの算出)
- 注2) 1 1 月～3 月の間、冬季加算（共有スペース等の暖房費）1,960円が加算されます。
- 注3) 3 親等内の親族と入居の場合、収入によりサービス提供費の減額があります。
- 注4) 特別なサービスに係る利用料として、お一人様月9,500円を頂戴しております。
- 注5) 年に2 回、居室の害虫消毒を行い、1 人部屋で1,000円、2 人部屋で1,500円を頂戴しております。
- 注6) 利用料については、法制度改正により変更する場合がありますのでご了承ください。

表 1

[単位：円]

対象収入による階層区分		利用料金				
		区 分	サービス 提供費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下	月 額	10,000	46,324	16,700	73,024
2	1,500,001 円～1,600,000 円	月 額	13,000			76,024
3	1,600,001 円～1,700,000 円	月 額	16,000			79,024
4	1,700,001 円～1,800,000 円	月 額	19,000			82,024
5	1,800,001 円～1,900,000 円	月 額	22,000			85,024
6	1,900,001 円～2,000,000 円	月 額	25,000			88,024
7	2,000,001 円～2,100,000 円	月 額	30,000			93,024
8	2,100,001 円～2,200,000 円	月 額	35,000			98,024
9	2,200,001 円～2,300,000 円	月 額	40,000			103,024
10	2,300,001 円～2,400,000 円	月 額	45,000			108,024
11	2,400,001 円～2,500,000 円	月 額	50,000			113,024
12	2,500,001 円～2,600,000 円	月 額	57,000			120,024
13	2,600,001 円～2,700,000 円	月 額	64,000			127,024
14	2,700,001 円～2,800,000 円	月 額	68,100			131,124
15	2,800,001 円～2,900,000 円	月 額				131,124
16	2,900,001 円～3,000,000 円	月 額				131,124
17	3,000,001 円～3,100,000 円	月 額				131,124
18	3,100,001 円以上	月 額				131,124

7. 苦情相談窓口

当施設では、苦情の解決に向けて下記の通り苦情相談解決責任者、苦情相談窓口責任者、苦情相談受付担当者及び第三者苦情受付窓口の体制を整えております。

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

施設内ご利用相談窓口	苦情相談受付担当者：関根 千英美（生活相談員）
ご 利 用 方 法	受付時間（８：００～１７：００） TEL：０４７９-６３-９２０５
※直接の相談は相談室などを利用し、プライバシーへの配慮をいたします。	

③ 行政機関その他苦情受付機関

旭市高齢者福祉課	住所：千葉県旭市ニ 2 1 3 2 番地 電話：０４７９-６２-５３０８
社会福祉法人 千葉県運営適正化員会相談窓口	住所：千葉県千葉市中央区千葉港 4 番 5 電話：０４３-２５４-７４２８

8. 非常時等の対策

非常災害対策・ 業務継続に向けた 取り組み	① 施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に勤めるとともに、災害に備えて研修・訓練を行います。また、とるべき措置について予め防災計画を作成し、防災計画に基づき、年３回以上入所者及び従業者等の訓練を行います。 ② 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施等を行います。
感染症対策の強化	感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。
緊急時の対応	入居者の容態に変化があった場合は、主治医や協力医療機関へ連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族等へ速やかに連絡いたします。
事故発生時の対応	事故が発生した場合には、ご家族、関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった行動について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	・ 面会時間 9：00～19：00（その他必要に応じて面会できます） ・ 来訪者は、必ず面会受付簿への記入をお願いいたします。
外 出 ・ 外 泊	・ 事前に外出簿、外泊届へのご記入をお願いします。
浴 室 の 使 用	・ 浴室内での、毛染め、衣類の洗濯などは禁止です。 ・ その他、迷惑行為、浴室の汚染、浴室の破損、危険行為等も固く禁止します。
動 物 飼 育	・ 原則として禁止。
喫 煙	・ 原則として禁止。
飲 酒	・ 節度ある適度な飲酒を許可します。
火 気 の 使 用	・ 火災予防上の理由から、居室内での火気使用はご遠慮ください。 仏壇などの線香やロウソク、石油温風ヒータ・ストーブ、電気ストーブ、ハロゲンヒータ等の火気使用による機器類の使用はお断りいたします。 ・ その他暖房機器などについては、一度お問い合わせください。
迷 惑 行 為 等	騒音、悪臭など他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないように願います。
宗教活動・政治活動	当施設内で、他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。